

建築協定だより・神戸

できごと

令和3年度総会を书面で開催しました

- ▶ 例年 5 月下旬頃に開催している総会ですが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面での開催とさせていただきます。
- ▶ 書面開催のご案内を 6 月中旬に連絡協議会のみなさま（全 131 地区）にお送りし、6 月末までに 79 地区から書面表決書をご返送いただきました。ご協力ありがとうございました。

総会議案

▶ 議案 1 令和 2 年度事業報告

令和 2 年度の事業の執行・進捗状況をご報告しました。

▶ 議案 2 令和 3 年度役員選出

令和 3 年度の協議会役員体制

- 会長 矢嶋 浩 〈北神星和台第 6 地区〉
- 副会長 永福 より子 〈日生鈴蘭台ニュータウン第 6 地区〉
- 会計 宮下 栄一 〈竹の台 2 丁目地区〉
- 幹事 岩尾 時夫 〈春日台 1 丁目地区〉
- 幹事 林 俊人 〈マイコート美賀多Ⅱ地区〉
- 幹事 小澤 公嗣 〈ガーデンハウス鹿の子台ハーブの里第 2 地区〉
- 幹事 河村 道雄 〈筑紫が丘 B 地区〉

▶ 議案 3 令和 3 年度事業計画(案)

- ① 広報事業：
 - 「建築協定だより・神戸」の発行、協議会ホームページの充実
- ② 啓発事業：
 - シリーズセミナー、個別相談会の開催、
 - 更新地区等へのアドバイス・啓発、
 - 新任運営委員長に対する情報提供
- ③ 地区広報活動の支援事業：
 - マニュアルの見直し、地区表示プレートの製作・配布
 - PR 冊子・マンガ等の配布

書面表決結果

議案 1 ～ 3 ともに、

承認 : 79 票 (60.31 %)
 不承認 : 0 票 (0.00 %)
 無回答 : 52 票 (39.69 %)

ご回答がない場合は、ご意見がなく、全議案について承認いただいたものとして取り扱わせていただくことから、

承認 : 131 地区
 不承認 : 0 地区

となり、過半の承認をいただけたので、

議案 1 ～ 3 について 可決

となりました。

お知らせ

「スタンダードセミナー動画」を神戸市 HP に公開しています！

新型コロナウイルス感染拡大の状況と総会の書面開催と同時に実施したアンケート結果を踏まえ、今年度は、スタンダードセミナー動画を神戸市 HP で公開することにしました。どなたでもお好きなタイミングで動画をご視聴いただけますので、ぜひご視聴ください。



▶ ご視聴方法

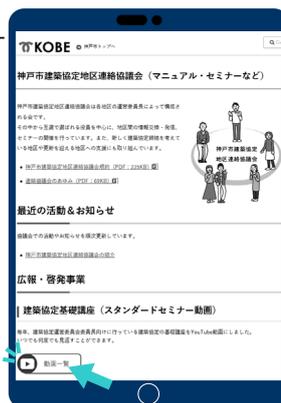
- ・左の二次元コードを読み取り 又は 検索エンジンに下記 URL をご入力ください。
https://www.city.kobe.lg.jp/a81042/kurashi/machizukuri/torikumi/construction/kyogikai/seminar_movies.html
- ・動画を掲載している神戸市 HP が表示されます。



▶ 公開している動画

新任委員長さんに向けた 4 つの動画を公開しています

- ①「神戸市建築協定地区連絡協議会について」
→ 協議会のサポート内容などについて説明しています
- ②「基礎から学ぶ建築協定ポイント 1」
- ③「基礎から学ぶ建築協定ポイント 2」
- ④「基礎から学ぶ建築協定ポイント 3」
→ 建築協定の基礎の説明や、運営委員会の活動内容について紹介しています



動画の視聴方法など、ご質問があれば、神戸市建築安全課までお問合せください。

予告

「ステップアップセミナー」 & 「個別相談会」の開催について

11 月 28 日(日)に開催します！

▶ 「ステップアップセミナー」

- ① 全体セミナー
- ② 運営委員の引継ぎの重要性について
- ③ 事前協議について
- ④ 更新の手続きについて

▶ 「個別相談会」

更新の時期が近づいている地区の皆さんに向けて、地区別にお話を聞く個別相談会を実施します。

※各地区運営委員長にご案内を送付しているため、ご確認ください。



協定の有効期間がせまっています！

- ▶ 建築協定は、有効期間内に限り、効力があります。
- ▶ 協定を続ける場合は更新が必要です。

有効期間が令和4年度までの地区です↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

建築協定地区名	区	町	丁	有効期間
六甲アイランド CITY 向洋町中1丁目2番地区	東灘	向洋町中	1	～R4. 4. 30
六甲アイランド CITY ウェストコート5番街戸建地区		向洋町中	5	～R4. 5. 23
大丸町1丁目地区	長田	大丸町	1	～R4. 7. 12
西落合5丁目地区		西落合	5	～R4. 7. 22
フォレストパーク北落合	須磨	北落合	4	～R4. 10. 31
パークサイドタウン西落合		西落合	5	～R4. 10. 31
ヒルクオーレ須磨山の手		菅の台	7	～R4. 11. 20
惣山町	北	惣山町	1～5	～R5. 3. 30
セラヴィレヅ舞多聞		舞多聞西	5	～R4. 7. 25
南多聞台六丁目	垂水	南多聞台	6	～R4. 10. 24
学園緑が丘3丁目団地管理組合地区		小東山	3	～R5. 3. 4
井吹台東町6丁目A地区	西	井吹台東	6	～R4. 6. 3
ベルーデュ・神戸学園都市		学園西	4	～R4. 9. 24
グリーンコリドール西神中央		竹の台	5	～R4. 10. 31
西神南(13)団地地区		井吹台東	6	～R4. 12. 9
西神ニュータウン・ヴェルヴェイル西神地区		美賀多台	8	～R5. 1. 24

有効期間が令和5年度までの地区です↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

建築協定地区名	区	町	丁	有効期間		
六甲アイランド CITY 向洋町中1丁目6番地区	東灘	向洋町中	1	～R5. 4. 24		
サニーヒル西鈴蘭台地区		北	鳴子	1・2	～R5. 7. 18	
サニーヒル西鈴蘭台第2地区			鳴子	2	～R5. 7. 18	
鳴子1丁目14番地区			鳴子	1	～R5. 7. 18	
小松すずらん台		北五葉	北五葉	4	～R5. 9. 26	
小松すずらん台第2			北五葉	4	～R5. 9. 26	
神戸北町桂木1丁目A地区		垂水	桂木	1	～R5. 11. 3	
日生鈴蘭台ニュータウン第4地区			星和台	6	～R6. 3. 14	
松の宮団地地区			鈴蘭台西	6	～R6. 3. 30	
舞多聞西3丁目(てらいけプロジェクト)地区			舞多聞西	3	～R5. 4. 8	
カレハル学園都市・戸建住宅街区・地区			西	学園東	3	～R5. 6. 11
スマートコモンシティ西神南I地区				井吹台西	6	～R5. 9. 19
スマイルタウン西区学園東町I	学園東町	8		～R5. 11. 14		
ア・ラヴリ西神中央	春日台	5		～R5. 12. 18		
スマイルタウン西区学園東町II	学園東町	6	～R6. 2. 9			

協定を大きく見直される場合は、『アドバイザー派遣制度』(建築安全課へお問合せください。)をご利用ください。

建築協定には有効期間があります

メモ

▶ 建築協定には「有効期間」が設けられています。協定は、有効期間に限りて効力があり、期間を過ぎると協定は失効してしまうため、協定を続ける場合は有効期間内に更新の手続きを行いましょう。一方、協定が締結されると、有効期間内は、協定の廃止や建築物の基準の変更が簡単にはできなくなる(協定参加者全員の合意が必要となる)ので注意が必要です。

▶ 神戸市内では、有効期間を「10年」と設定している地区が多いです。協定締結から10年経過すると、社会情勢や住民構成などに変化があると思います。そのため、有効期間を迎える場合、地域のみなさんで①今後も協定を続けていくかどうか、②協定の内容を見直すかどうか、について話し合ってみましょう。更新の機会に、目標とするまちのイメージをみなさんで共有することが大切です。

コラム 設計事務所から「事前協議をしたいんですが…」という電話が入って…。どうしたらよいの？

- ▶ 運営委員長になったばかりの方は、事前協議の連絡が入ると不安を感じるケースは少なくないと思います
- ▶ 事前協議の方法は、各地域におまかせしているため、「絶対こうしないとイケない」というルールはありません。一般的な流れは次のとおりです。



- ▶ 協議の際に、設計事務所から提出してもらう協議書の様式例を神戸市建築協定地区連絡協議会のホームページに掲載していますので、よろしければご活用ください。
- ▶ 今後 事前協議があった際にどのように対応したらよいかわからない方は、運営委員会のみなさんと今一度確認してみたいかがでしょうか。

▶ ご相談、お問合せは、神戸市建築安全課 (中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 5階 TEL 078-595-6555) まで
▶ 神戸市建築安全課の担当区をご案内します。 ▶ 協議会のホームページもご活用ください！

区	灘・兵庫・須磨・西	東灘・北(北部)・垂水	中央・北(南部)・長田
担当	相羽	西村	阿部

神戸市 建築協定

検索